



平成 27 年 6 月 8 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先

取締役管理部長兼業務部長 宮本 稔久
電話番号：052-883-0850

東京証券取引所による「公表措置」 及び名古屋証券取引所による「公表措置」の実施について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 27 年 6 月 8 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施された旨の通知を受けました。

また、株式会社名古屋証券取引所より、同日に上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 53 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施された旨の通知を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「両取引所」といいます。）からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存であります。

記

当社は、平成 26 年 6 月 3 日に、当社子会社である株式会社バイノス（以下「バイノス」といいます。）における不適正な売上計上（以下、「本件」といいます。）等に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、平成 26 年 6 月 16 日に過年度の決算短信等の訂正を開示いたしました。加えて、当社は、平成 26 年 6 月 14 日に、本件に関する追加調査等を行うため、第三者委員会の再設置を行い、平成 26 年 7 月 28 日に調査報告書を開示いたしました。

これらにより、バイノスにおける除染事業に係る売上計上の会計処理において、除染作業の月次出来高とは合致しない先行計上等を行っていたことが明らかになりました。その結果、当社は、平成 25 年 9 月期から平成 26 年 9 月期第 1 四半期まで虚偽と認められる開示をしており、訂正の結果、平成 25 年 9 月期の連結当期純利益が 382 百万円の黒字から、486 百万円の赤字（当期純損失）に転落することが判明いたしました。

また、本件は、バイノスの代表者を含む元取締役の主導により行われていたこと、バイノスの管理部長の職にあった当社元取締役はバイノスの管理業務について十分な監督を行っていなかったこと、当社元取締役の一部は本件の事実を認識しながらこれを放置していたこと等が明らかになりました。

以上を踏まえ、本件は、適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適正な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められたことから、両取引所より、平成 26 年 8 月 8 日にその経緯及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求められ、平成 26 年 8 月 22 日に改善報告書を提出いたしました。

また、当社は平成 27 年 3 月 12 日に、それまで当社が設置した第三者委員会が認定した事実の前提となる事実が異なる可能性等が確認されたことから、改めて内部調査委員会を設置し、その旨を記載した改善状況報告書を両取引所に提出しております。

その後、当社は平成 27 年 4 月 28 日に当該内部調査委員会の調査報告書を開示いたしました。その結果、新たに、本件を主導していたのは当社及びバイノスの管理部長であった当社元取締役であったこと、第三者委員会の調査並びに両取引所からの本件に関する調査及び照会等に対して、当該元取締役の指示により複数の当社役職員が虚偽の供述及び報告を行っていたこと、当社常勤監査役及び内部監査室長が第三者委員会の調査に際して自らのメールアドレスを消去するとともに当社役職員に対してメールアドレスの消去を命じていたこと、複数の当社取締役はメールアドレスの消去を行った者からその旨の報告を受けたにもかかわらず適切な対応を取らなかったこと等が判明いたしました。

両取引所が行った会社情報に関する照会に対して、複数の当社役職員が正確な報告を行わなかったことは、上場規則に違反しており、かつ、当該行為は当社取締役の指示により複数の当社役職員が行っていたものであり、公表を要すると認められたことから、両取引所により公表措置が行われました。

また、当社としましても、複数の当社役職員がかかる行為を行ったこと、及び両取引所から公表措置を受けたことは厳粛に受け止めており、平成 27 年 5 月 25 日に「内部調査委員会の提言に基づく再発防止策等のお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、複数の役員に対してすでに処分を行っており、今後も再発防止に努める所存であります。

当社は両取引所による公表措置を受け、内部調査委員会の調査及び両取引所における事実関係の確認等の結果を踏まえ、過去に公表した再発防止策を改めて見直したうえで、平成 27 年 6 月 22 日までに、改善報告書の訂正版及び改善状況報告書の訂正版を両取引所に提出し、併せて当社の適時開示にて公表する予定であります。

株主及び取引先をはじめ、関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上